

受益者の皆さまへ

2020年10月1日

## 「CAM ESG 日本株ファンド」の設定・解約中止のお知らせ

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、本日、東京証券取引所等における現物株式全銘柄の売買を終日停止することが発表されました。それに伴い、別紙の一般社団法人 投資信託協会の「特別対策委員会」の決議に基づき、弊社が運用しております

「CAM ESG 日本株ファンド」の設定・解約を中止させていただきます。

尚、当ファンドの積立等の買付申込につきましては、受付いたします。

ご不便をお掛け致しますが、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

### キャピタル アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者関東財務局長(金商)第383号

加入協会：一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

## 「特別対策委員会」決議

本日、東京証券取引所等における現物株式等の取引が停止し、現段階で復旧の目途が立っていないことから、本日、11時45分の時点で東京証券取引所の現物株式取引等が再開の見込みが立っていない場合、特別対策委員会は以下の措置の実施を決議する。

1. 日本株式（現物株式、上場 REIT 及び上場 ETF をいう。以下同じ）に投資している投資信託（純資産総額のうち、概ね日本株式の組入れ比率が2割を下回るものを除く）については、本日分の設定・解約の申込の受付を中止することとする。  
  
ただし、確定拠出年金ファンドの買付申込等やむを得ない事由により中止することが困難な場合には、適用しない。
2. 委託会社会員は、上記1.に該当する投資信託について、速やかに販売会社に対して、本日分の設定・解約の申込の受付を中止する旨を対象となる投資信託の名称等と併せて連絡することとする。

3. 本日の日本株式の評価については、全てのファンドにおいて前日の価格を使用するものとする。  
  
ただし、本日中に売買が再開された場合には、その価格を使用するものとする。
4. 明日以降、引き続き、東京証券取引所等における日本株式の取引が再開されない場合には、上記 1.から 3.の対応を継続するものとする。
5. この決議は、令和 2 年 10 月 1 日から実施する。

本件に関する連絡先

投資信託協会 自主規制業務部

Tel03-5614-8405 e-mail:jita-gyoumu@toushin.or.jp